

<研究ノート>円観房恵鎮の北朝方への帰順時期について

築地, 貴久 / TSUKIJI, Takahisa

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

75

(開始ページ / Start Page)

30

(終了ページ / End Page)

40

(発行年 / Year)

2011-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011601>

〈研究ノート〉

円観房恵鎮の北朝方への帰順時期について

築地 貴久

はじめに

ここに取り上げる円観房恵鎮（慧鎮とも。以下本稿では円観とする）は、後醍醐天皇の側近として中宮藤原禰子の懷妊祈禱にかこつけた鎌倉幕府調伏の祈禱を行った人物として著名である。⁽¹⁾しかしながら、その一方で彼は『太平記』の制作に深く関わっていたことも知られており、そのことを伝える『難太平記』⁽²⁾の記事によれば、彼が等持寺の足利直義のもとに『太平記』三十余巻を持参し、直義がこれを玄恵に読ませたところ、誤りの多いことが発覚したため改訂を命じたと見えているのである。この逸話については、すでに一三三八年（延元三・暦応元）から一三五〇年（正平五・観応元）三月までの間の出来事を伝えるもので

あることが明らかにされているが、⁽³⁾そうであれば後醍醐に仕えていた円観が、ある時期以降、北朝方に帰順していた可能性がここから浮かび上がってくるだろう。では、その時期とはいっ頃だろうか。

この点について円観の略伝を記した先行研究⁽⁴⁾に触れるところはなく、辞書類でも「足利尊氏が後醍醐に反旗を翻して以後」と説明されている程度である。⁽⁵⁾尊氏が出陣を決意して箱根・竹之下の合戦で後醍醐の派遣した新田義貞の軍勢を撃破するのは一三三五年（建武二）十二月のこととされているから、少なくともこの頃までに尊氏が後醍醐から離反していたことは確実であり、⁽⁶⁾とすると円観の北朝方への帰順もこれ以降であったと捉えられるわけだが、これだけでは時期を絞り込んだことにはならない。そこで、まず

は【史料1】に注目してみたい。

【史料1】

円頓宝戒寺住持職并寺領相模国金目郷半分事、早如元可被致沙汰之状如件、

建武四年十月十六日

(足利直義
左馬頭在御判)

円観上人

【史料1】は、建武四年（一三三七）十月十六日付で足利直義が円観に宛てて宝戒寺住持職と同寺領である相模国金目郷の半分を安堵したことを伝えたもので、管見の限りでは円観が北朝方の人物と関わりを有していたことを示す初見事例である。したがって遅くともこの頃までには円観も北朝方に帰順していたことが判明するわけだが、こうした関係がどこまで遡れるかが問題であろう。この点を解明するための手掛かりがすぐ次に掲げる【史料2】にあると考えるので、本稿ではこの点についての検討を試み、円観の北朝方への帰順がいつ頃のことだったのかを明らかにしてみたい。

一 文書内容の検討

【史料2】

(北畠親房
御判 北畠入道殿)

円観房惠鎮の北朝方への帰順時期について（築地）

(北畠顕家)
国司御上洛事、度々被下 勅書、綸旨候歟、然而御分国内悉未静謐候歟、又軍勢疲労、皆被推察候、御発向遅引無力事候哉、但諸国官軍、近日雖得力之体候、各待申当国御左右之体候也、相構、早遣申沙汰候者、可為無双之高名候、励老骨、被致忠之由、其聞候間、万事憑敷候、且御心中可被察申候、諸事被憑思食候也、御上洛猶難義之次第、被進軍勢、忝可被責落閑東候、其聞事度々被申候了、

抑結城下方・寒河内六郷事、被望申候歟、於為闕所者、何可有子細哉、先以奥州御教書、可被申給候歟、此僧被遣法勝寺、事書持參候間、委不達上聞候歟、且又追委可被申候、彼上人辺事者、向後、可被得意候、自最前、被通彼方候之間、無念之次第候、諸事被期後信候之由、仰所候也、恐々謹言、

七月十一日

沙弥元覚

(宗広、道忠)
結城上野入道殿

【史料2】は、一三三三年（元弘三・正慶二）から一三三七年（延元二・建武四）に至るまでの間に結城宗広が受け取った文書を書き継いだ「結城家文書重書案」のなかの一通で、北畠親房が宗広に対して発した袖判御教書の案文である。内容は「国司御上洛事」と「結城下方・寒河内六

郷事」の二つの部分に分かれているが、このうち本稿では後者の部分に注目したい。

傍線部 a によれば、宗広は「結城下方」・「寒河内六郷」の二箇所の給与を所望しており、これに対して親房は闕所であれば問題なく、とりあえずは陸奥守北畠顕家の「御教書」、すなわち陸奥国宣によって拝領するように指示していることが知られる。しかしながら、正式にはやはり後醍醐の繪旨によって所領の給与が実現されることが望ましいと親房は考えていたようで、この件は後醍醐のもとにも届けられようとしていた。この点について記した部分が傍線部 b にあたり、それによると、法勝寺に「事書」は持参したものの、後醍醐には伝えられなかったことがわかる。前後の文脈より推して「事書」とはおそらく宗広の所領給与の要求に関わる文書と判断されるが、それがなぜ後醍醐のもとに届けられなかったのか、その事情は傍線部 c の部分に明らかといえる。すなわち、「彼上人」がつい最近「彼方」に通じてしまったというのであるが、この「彼上人」とは「法勝寺上人」のことを指すとみて間違いないから、この点を傍線部 b に記されたところと結び付けて考えれば、「最近になって法勝寺上人が彼の方に通じてしまったために、事書が後醍醐に伝えられなかった」といった状況

を読み取ることができらるだろう。⁽⁹⁾となれば、「彼方」とは敵方、すなわち北朝方のことを指すとみるのが自然であつて、ここに【史料 2】の発給からそれ程遡らない時期に「法勝寺上人」が北朝方に転じた事実が明らかになったと考える。

二 発給年次の比定

では、【史料 2】はいつ発給されたものなのだろうか。『白河市史』では【史料 2】を一三三七年（延元二・建武四）に比定しているが、そのように判断した根拠は示されていないので、ここでは【史料 3】に注目しながら、この点の可否を「結城下方・寒河内六郷事」に記された内容との関わりで確認しておきたい。

【史料 3】

（二脱カ）

結城郡内上方者為朝祐跡、先立拝領之、下方者、

兮山河、此領主山河判官者今度成朝敵了、

一、寒河郡十二郷内六郷為闕所 六郷為闕所先立残六郷領主等、今度

悉成御敵候了、

下野国寒河郡事、領主等悉与同凶徒云々、然早彼跡可被領掌由、国宣候也、仍執達如件、

延元二年八月廿二日

鎮守軍監有実奉

結城（宗広、道忠）上野入道殿

【史料3】は【史料2】と同じく「結城家文書重書案」のなかに収められているもので、これを一〇九号として掲げる『白河市史』では冒頭の「結城郡内上方者」から「今度悉成御敵候了」までを含めて「陸奥国宣案」としている。しかしながら、以上の文言は国宣のものとして相応しくないのではないだろうか。また、【史料3】全体を一通の文書と見た場合、「一、寒河郡十二郷内」と記しながら、その後の行において「下野国寒河郡事」とするのやや疑問といえる。そこで注目したいのが、この重書案からはおおよそ文書の切れ目毎に一行分程度の余白を以て次の文書を書き写し始めるといった書写態度をうかがい知ることができることである。⁽¹²⁾この点を踏まえて【史料3】の原本写真を見ると、「今度悉成御敵候了」以下の部分にもやはり余白があり、それを挟んで「下野国寒河郡事」以下の部分を書き写し始めていることが看取できるから、「結城郡内上方者」から「今度悉成御敵候了」までの部分は「下野国寒河郡事」以下の文書とは別の文書であった可能性が考えられるだろう。⁽¹³⁾したがって、本稿では「下野国寒河郡事」以下の部分のみを「陸奥国宣案」と見なしておきたい（以下、【史料3】の「今度悉成御敵候了」以前を【史料3-1】

1、「下野国寒河郡事」以後を【史料3-2】と呼ぶことにする。⁽¹⁴⁾）

この他、【史料3-1】の後半の割書部分「六郷為關所、先立残六郷領主拝領了」についても検討しておかなければならない。というのも、字配り自体は確かに【史料3-1】の通りなのであるが、この部分は現状のままでは必ずしも文意が明瞭とはならないからである。この点についてはこれが「結城家文書重書案」に含まれた案文であった点を考慮するならば、重書案作成時の誤写の可能性を以てこの問題を説明することができると考える。すなわち、本来はおそらく「六郷為關所、先立残六郷領主」と記されていたのではないだろうか。本稿ではこのように捉えて、「一、寒河郡十二郷内六郷為關所、先立残六郷領主等、今度悉成御敵候了」とあったものが、重書案作成時に誤って【史料3-1】のように書写されてしまったと推測しておきたい。

さて、【史料3-1】の前半部分には「結城郡内上方者（結城）為朝祐跡、先立拝領之」とあって、先頃宗広が結城朝祐跡の結城郡上方を拝領したことがわかるが、この点は次の【史料4】に対応する部分を見出すことができる。なお、【史料4】も「結城家文書重書案」のなかの一通として今に伝えられたものである。

【史料4】

下総国結城郡朝祐跡(結城)、下野国寒河郡關所、同国中泉庄
下階堂下野入道、為勲功賞、可令知行者、
同下総入道等跡

延元二年三月十六日

左中弁在判

結城上野入道館(宗広、道忠)¹⁵

【史料4】には、勲功の賞として宗広に対して下総・下野の所領を給与したことが記されているが、このなかに「結城郡朝祐跡」とあるから、【史料3-1】に見える朝祐跡の結城郡上方の「先立拝領」というのは一三三七年（延元二・建武四）三月十六日を指すことが判明する。一方、「寒河郡十二郷」のことに關しても【史料3-1】の後半部分で「六郷為關所、先立拝領了」と記しているが、これも【史料4】において「下野国寒河郡關所（中略）為勲功賞、可令知行」と宗広に伝えていることと合致すると捉えられるから、【史料3-1】で「先立拝領了」といつているのもやはり一三三七年（延元二・建武四）三月十六日のことと判断できる。

また、【史料3-1】には「寒河郡十二郷」のうち「残六郷領主等、今度悉成御敵候了」とも見えているが、この点に關連して注目すべきは顯家が【史料3-2】で宗広に対して「下野国寒河郡事、領主等悉与同凶徒云々、然早彼

跡可被領掌」と指示していることである。これによれば、この日、宗広は領主等の凶徒与同に伴い生じた寒河郡内の關所地を顯家より給与されたことがわかるが、ここに見える「寒河郡」が【史料3-1】の「残六郷」を指すことは明らかであるから、同地の給与も一三三七年（延元二・建武四）八月二十二日になされたと確定できる¹⁶。したがって、【史料2】において宗広が「結城下方」と共に給与を所望している「寒河内六郷」とは「残六郷」のことを指すと判断されるのである。

そこで、以上の経緯を踏まえて考えれば次のように見なすことができるだろう。すなわち、「結城下方」・「寒河内六郷」の二箇所の所領給与申請が宗広から発せられるのは、【史料4】を与えられ、結城郡上方や寒河郡内の六郷が宗広のものとなって以後のことであって、このうち寒河郡内の残り六郷が【史料3-2】によって給与されていることがわかるから、【史料2】の発給年次はこれ以前、つまりすでに指摘されているように一三三七年（延元二・建武四）に比定できるのである¹⁷。

三 「法勝寺上人」とは誰か

それでは、一三三七年（延元二・建武四）段階において

「法勝寺上人」と呼ばれるのに相応しい人物は誰であろうか。本稿ではこれに円観が当たる可能性を指摘してみた。¹⁹

『太平記』に記されたものであるから、当時そう呼ばれていたことを保証するものではないが、元弘の変において北条氏調伏の祈禱を行ったとして一三三一年（元徳三）五月に文観・忠円の二人と共に六波羅探題によって捕縛された際の記事に「法勝寺、円観上人」とあることにはひとまず注目しておきたい。¹⁸ また、『園太暦』観応三年（一三五二）閏二月十六日条によれば、南朝との和議のため後村上天皇の行幸先たる住吉神社に足利義詮の使者として「恵鎮上人」が派遣されたことがわかるが、そのことを伝える『太平記』の記事にも「義詮朝臣、法勝寺之恵鎮上人ヲ使ニテ、臣不臣之罪ヲ謝シテ、勅免ヲ可蒙由申入候之処、照臨已ニ下情ヲ恵シテ、上下和睦ノ義事定テ候ヌル上ハ、何事ノ御用心カ候ヘキニ、和田・楠以下之官軍等、混スラ合戦之企有ル由承及候、何様之子細ニテ候ヤラント申サレタリ」と見えているのである。以上を踏まえて、この二つの間に位置する【史料5】の記事に注目してみたい。

【史料5】

遁場房助注記猷寛ハ、元ハ法勝寺ノ僧ニテ覚応坊ト申

円観房恵鎮の北朝方への帰順時期について（築地）

シ、カ、^(後醍醐天皇)先帝船上ニ御坐有シ時、大衣ヲ解、山徒ノ貌ニ立歸リ、弓矢ニ携テ一時二榮花ヲ開ケリ、山門両度ノ臨幸ニ軍用ヲ支シ事、偏ニ猷寛カ作処也シカハ、山徒ノ中ノ張本也トテ、^(延元・建武)十二月廿九日阿弥陀峯ニテ首ヲ刎ラレケルカ、一首ノ歌ヲ留テ、法勝寺ノ上人ノ方ヘソ送ケル、

大方ノ年ノ暮カト思シニ我身ノハテモ今夜ナリケリ⁽²⁰⁾【史料5】には、猷寛なる者がもと法勝寺の僧であり、後醍醐が船上山で拳兵した際、大衣を脱いで延暦寺僧の姿となり、弓箭を携えて一時の榮華を誇ったことが記されている。そして、猷寛は比叡山への後醍醐の二度の臨幸にあたり軍資金を用意したために延暦寺僧の帳本として一三三六年（延元・建武三）十二月二十九日に処刑されたことを伝えているが、その際、彼は辞世の歌を「法勝寺ノ上人」に送ったとしているのである。そこで、ここに見える「法勝寺ノ上人」が誰であったかといえば、先に確認した前後の状況より推して、それはすでに指摘されているように円観に当たる可能性が高いといえるだろう。⁽²¹⁾

以上の検討によって【史料2】が発給された一三三七年（延元・建武四）にほど近い時期に円観が「法勝寺上人」と呼ばれていた可能性が導き出せるわけだが、留意し

ておかなければならないのは、それがあくまでも『太平記』内での確認にとどまるということである。

では、同時代史料においてはどうかだろうか。管見によれば『園太曆』観応二年（一三五一）八月七日に「法勝寺、忠鎮上人」と見えており、年末詳ながら円観が「聖無動院人々御中」に対して東寺領のことを報告した文書にも「法勝寺上人」と記されていることが知られるから、彼が「法勝寺上人」と呼ばれていたことは間違いないと考えるが、それがいつ頃からのことであったのかは判然としないのである。したがって、一三三七年（延元二・建武四）段階において円観が「法勝寺上人」と呼ばれていたかは不明とせざるを得ない。

しかしながら、他に有力な候補もなく、以上のような状況であることに加え、『園太曆』延文元年（一三五六）六月六日条所収の嘉暦四年（一三二九）四月十七日「後醍醐天皇編旨案」の宛所において「忠鎮上人御房」と記されている円観が、先行研究によって一三二七年（嘉暦二）以降には法勝寺大勧進職の地位にあったことが指摘されていること⁽²³⁾を踏まえれば、一三三七年（延元二・建武四）当時の「法勝寺上人」も円観であった可能性が高いと見て問題ないのではないだろうか。

そこで、この点を【史料2】の記すところと重ね合わせると、円観は一三三七年（延元二・建武四）七月をそれ程遇らない時期に北朝方に転じた⁽²⁴⁾と見なしたい。

ところで、先に確認したように【史料2】によれば宗広の所領要求に関わりと推測される「事書」は円観を介して後醍醐のもとに届けられようとしていたのであるが、それではなぜ円観は後醍醐への取り次ぎの窓口として姿を現しているのだろうか。もちろん本稿のはじめにでも述べたことから明らかのように円観が後醍醐と密接な結びつきを有していた政僧であった点が考慮されたいであろうことは間違いないと考えるが、そもそも円観と宗広の間にはこれ以前から親交があった可能性が指摘できるから、その点より円観が選ばれたと捉える余地もあのではないだろうか。

一三三一年（元徳三）、文観・忠円と共に六波羅探題に捕縛された円観は鎌倉に護送され、佐介氏に身柄を預けられたことが知られるが、その後【史料6】にあるような決定をみたのである。

【史料6】

（元徳三年）

同七月十三日、三人ノ僧達遠流ノ在所定テ、文観僧正

ハ硫黄島、忠円僧正ハ越後国ヘ流サル、円観上人計リ

ヲハ、遠流一等ヲ宥メ、結城上野入道ニ預ラレケレ

ハ、奥州へ奉具足、長途之旅ニサソラヒ給フ、⁽²⁶⁾

【史料6】⁽²⁷⁾によれば、三人の僧たちは遠流となり、文観は硫黄島に、忠円は越後国に流され、円観は遠流一等を減じて、宗広に預けられたというのである。この後、宗広は建武政権の誕生に伴い許された円観を引き連れて上洛し、後醍醐から本領を安堵されているが、こうした経緯のなかで円観は宗広と親交を結んだのではないだろうか。そのために後醍醐への取り次ぎの窓口に選ばれたと考えたい。

おわりに

本稿における結論は、円観の北朝方への帰順が一三三七年(延元二・建武四)七月をそれ程遡らない時期のことだったということに尽きるが、ではこの時期に彼を北朝方へと奔らせた契機は何だったのだろうか。この点については本稿において全く触れることができなかった。今後の課題としたい。

注

(1) 『太平記』巻一「関東調伏法被行事」。なお、本稿では『太平記』の本文に鷲尾順敬校訂『西源院本太平記』(刀江書院、一九三六年)を使用する。また、『太平記』は中宮

禧子の懐妊祈禱を名目とした幕府調伏の祈禱が始められたのを「元亨二年ノ春ノ比ヨリ」としているが、実際には一三二六年(嘉暦元)から一三二九年(元徳元)末までの少なくとも四年間にわたっていたことが、百瀬今朝雄「元徳元年の「中宮御懐妊」(同『弘安書札礼の研究』中世公家社会における家格の極樁)東京大学出版会、二〇〇〇年、初出は一九八五年)によって明らかにされている。

(2) 杉山次子「難太平記の諸本について」(『軍記と語り物』九、一九七二年)や同「京大谷村文庫本『難太平記』の太平記作者に関する記事」(『日本歴史』二八七、一九七二年)の諸本研究の成果によれば、『難太平記』の良書は京都大学附属図書館所蔵の谷村文庫本であるとされているが、論旨に関わる異同はないため、本稿では『群書類従第二十一輯』所収のものを使用する。

(3) 細部においては論者によって見解を異にする部分もあるが、それらの異同はいずれも主にこの逸話に登場する三人の人物の没年月と等持寺の建立年代より算出された一三三八年(延元三・暦応元)から一三五〇年(正平五・観応元)三月までの間に収まるものであることを付記しておく。なお、こうした年代幅については、例えば増田欣『『太平記』研究における比較文学的方法』(同『太平記』の比較文学的研究)角川書店、一九七六年)が具体的な根拠を挙げながら算出しているので参照のこと。

(4) 辻善之助『日本仏教史 中世篇之三』(岩波書店、一九

四九年)、黒田俊雄「寺社勢力―もう一つの中世社会―」(岩波書店、一九八〇年)、小木曾千代子「恵鎮(円観)上人年譜稿」(長谷川端編「太平記の成立」汲古書院、一九八八年)、松尾剛次「太平記 鎮魂と救済の史書」(中央公論新社、二〇〇一年)など。

(5) 例えば「国史大辞典 第二巻」(吉川弘文館、一九八〇年)の「えんかん 円観」の項(多賀宗準氏執筆)では「尊氏が後醍醐天皇に反するに及んで円観は北朝方に奔って活動を続けた」と説明されており、ほぼ同様の記述は「日本史大事典 第一巻」(平凡社、一九九二年。大隅和雄氏執筆)や「日本中世内乱史人名事典(上)」(新人物往来社、二〇〇七年。野村育世氏執筆)の該当項目などにも見える。

(6) 「太平記」巻十四「箱根軍事」・「竹下軍事」。

(7) 同日「足利直義安堵状案」(相模宝戒寺文書、「南北朝遺文 関東編 第一巻」七五八号)。

(8) 同日「北畠親房御教書案」(白河集古苑所蔵「白河結城家文書」,「白河市史 第五巻 資料編2 古代・中世」第二編中世/I文書一〇七号。以下本書から史料を引用する場合には書名を「白河」と略し、「白河」一〇七号)のように記す。ただし文書群名は適宜改めた。なお、白河結城家文書に関する最新の研究成果をまとめたものに村井章介編「中世東国武家文書の研究―白河結城家文書の成立と伝来―」(高志書院、二〇〇八年)がある。

(9) なお、「史料2」の傍線部bの部分については一言付け加えておきたい。なぜならば、文中の「間」は一般的には「〜」の意味で使用されることが多く、これに従えばこの前後の箇所は「(使者が) 事書を法勝寺に持参しましたので、後醍醐のもとには届かなかったようです」となるわけだが、これではなぜ「後醍醐のもとに届かなかった」という結果を導いた原因が「事書を法勝寺に持参した」にあるのが判然とはしないからである。しかしながら、この部分は「史料2」の傍線部cの部分 considering 「事書を(敵方の) 法勝寺に持参しましたので、後醍醐のもとには届かなかったようです」といったように意を補って訳出すれば問題ないだろうから、傍線部b・cの内容を結びつけて本文に記したような事実を浮かび上がらせることは可能と判断したい。

(10) ちなみに、近年刊行された「南北朝遺文 関東編 第一巻」や「南北朝遺文 東北編 第一巻」も「史料2」の発給年次を一三三七年(延元二・建武四)としている。

(11) 同日「陸奥国宣案」(白河集古苑所蔵「白河結城家文書」,「白河」一〇九号)。

(12) 「重要文化財指定記念 中世結城家文書」(白河市歴史民俗資料館・白河集古苑、一九九六年)五八〜六五頁に「結城家文書重書案」全体の原本写真が掲載されているので、同書によってこの点は確認できる。また、「史料3」の部分のみならば「白河」一〇九号にも写真が掲載されている

ので参照のこと。

- (13) では、この部分は一体如何なる文書ということになるの
 であろうか。推測の域を出るものではないが、内容の一致
 や形式の点から判断して本稿では【史料2】に見える「事
 書」そのものか、あるいはそれに類するものの可能性を指
 摘しておきたい。

- (14) ちなみに、「結城市史 第一巻 古代中世史料編」では
 【史料3-1】部分を「結城郡内上方者」から「今度成朝
 敵了」までの部分と「一、寒河郡十二郷内」から「今度悉
 成御敵候了」までの部分に分け、前者を【史料4】の、後
 者を【史料3-2】のそれぞれ（註記）と捉える解釈案を
 提示している（それぞれ「二一 伊勢結城文書」6・9と
 して「結城市史」に収録）。「結城家文書重書案」内での
 各々の文書の配列は【史料4】↓【史料3-1】↓【史料
 3-2】の順になっているから、【史料3-1】を【史料
 4】や【史料3-2】の（註記）と見るべき可能性も全く
 ないわけではないが、すでに述べたような重書案の書写態
 度よりすれば【史料3-1】はやはり「一通の文書」と判
 断するのが妥当であって、これを前後に分ける史料操作に
 は従えない。

- (15) 同日「後醍醐天皇綸旨案」（白河集古苑所蔵「白河結城
 家文書」、『白河』九五号）。

- (16) 【史料3-2】では陸奥国宣の形式で宗広に寒河郡内六
 郷が給与されているが、すでに述べたように【史料2】の

円観房惠鎮の北朝方への帰順時期について（築地）

傍線部 a によれば宗広の「寒河内六郷」の給与申請に対し
 て、とりあえずは顕家の陸奥国宣によって拝領するように
 親房が指示していたことが知られるから、陸奥国宣拝領は
 以上の指示に従ったものと捉えられるだろう。

- (17) なお、【史料2】の前半部分「北高顕家国司御上洛事」によれば、
 顕家の上洛に伴い宗広にも軍勢の進発が求められていたこ
 とがわかるが、顕家の上洛は二度のみで、それぞれ一三三
 五年（建武二）十二月と一三三七（延元二・建武四）八
 月に上洛が開始されたことが知られている。したがって、
 【史料2】の発給年次を一三三七（延元二・建武四）に
 求めるのが正しいとすると、前半部分の内容は顕家の二度
 目の上洛に関わるものということになるわけだが、このよ
 うに捉えて何ら矛盾の生じないことを念のため指摘してお
 く。なお、顕家の二度の上洛に至るまでの経緯について
 は、渡部正俊「宗広と親朝―南北朝期―」（『白河市史 第
 一巻 通史編1 原始・古代・中世』白河市、二〇〇四
 年）に詳しいので参照のこと。

- (18) 【太平記】卷二「南都北嶺行幸事」。その他、この出来事
 は「鎌倉年代記裏書」元徳三年（一三三二）五月五日条に
 も記されており、そこには「長崎孫四郎左衛門尉・南条次
 郎左衛門尉、為使節上洛、為召禁右中弁俊基并文観・円観
 等也」と見えている。

- (19) 【太平記】卷三十「住吉松折事并和田・楠京都軍事同細川
 讃岐守討死事」。

- (20) 『太平記』 卷十七「還幸供奉人々被禁獄事」。
- (21) 松尾前掲注(4) 著書一三〇～一三三頁。
- (22) 九月二十日「円観国師惠鎮書状」(東寺百合文書せ函南、
【続図録東寺百合文書】一七号)。
- (23) 小木曾前掲注(4) 論文一六〇頁。
- (24) こうした理解が正しいとすると、【史料1】によって直義が円観に宝戒寺住持職と同寺領相模国金目郷の半分を「如元」認めているのは、北朝方への帰順に伴って円観に對して改めて付与された「安堵」の意だったと見る余地が生じてくるのではないだろうか。
- (25) 『太平記』 卷二「両三上人関東下向事」。
- (26) 注(25) 史料。
- (27) 鎌倉幕府による硫黄島流刑については、拙稿「鎌倉幕府「流刑地」としての東と西―その成立と展開―」(『文化継承学論集』五、二〇〇九年)を参照のこと。
- (28) 『太平記』 卷十二「公家一統政道事付普承相事」。
- 【付記】 本稿は、本学の修士課程修了後も出席を許されている村井章介先生の「日本中世史演習」(『白河市史』所収中世史料講読)における成果の一部である。末尾ながら、ご指導頂いた村井先生に深謝申し上げる次第である。